

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第61号

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内」に、「事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改める。

第7条第1項第2号中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内」を「認定地方公共団体の区域内」に、「事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第34条第2項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子健康法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13

条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)」に改め、「当該健康診断」の次に「等」を加え、「下欄」を「右欄」に、「同表の上欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表を次のように改める。

| | |
|--------------------------|--|
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |
| 乳児又は幼児に対する健康診査 | 通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

第60条第1項第1号及び第79条第1項第1号中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内」を「認定地方公共団体の区域内」に、「事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

第86条第1項第1号中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内」を「認定地方公共団体の区域内」に、「事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に、「この条」を「この号」に改める。

第91条第2項中「特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内」を「認定地方公共団体の区域内」に、「事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。